

## 社会福祉法人大地会 役員等報酬について

※ 法人の定款より以下の様に定める

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

(役員等の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。